

## 令和4年第1回砂川市議会定例会

令和4年3月8日（火曜日）第2号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 4号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第 5号 令和3年度砂川市下水道事業会計補正予算  
議案第 6号 令和3年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第 4号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第 5号 令和3年度砂川市下水道事業会計補正予算  
議案第 6号 令和3年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問

小 黒 弘 君

沢 田 広 志 君

### ○出席議員（12名）

議 長 水 島 美喜子 君

議 員 中 道 博 武 君

佐々木 政 幸 君

飯 澤 明 彦 君

北 谷 文 夫 君

副議長 増 山 裕 司 君

議 員 多比良 和 伸 君

武 田 真 君

増 井 浩 一 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

小 黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長兼会計管理者	熊 崎 一 弘
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	河 原 希 之
保健福祉部長	安 田 貢
経済部長	中 村 一 久
経済部審議監	東 正 人
建設部長	近 藤 恭 史
建設部技監	小 林 哲 也
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	山 田 基
病院事務局審議監	渋 谷 和 彦
総務課長	板 垣 喬 博
政策調整課長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	斉 藤 亜 希 子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

- 議長 水島美喜子君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。  
本日の会議を開きます。  
本日の会議に遅参の届出のあった方を事務局長に報告させます。
- 議会事務局長 為国修一君 本日の会議に遅参と届出がありました議員は、多比良和伸議員であります。
- 議長 水島美喜子君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算  
議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
議案第4号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第5号 令和3年度砂川市下水道事業会計補正予算  
議案第6号 令和3年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 令和3年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第5号 令和3年度砂川市下水道事業会計補正予算、議案第6号 令和3年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題といたします。

第1予算審査特別委員長の報告を求めます。

第1予算審査特別委員長。

○第1予算審査特別委員長 飯澤明彦君（登壇） おはようございます。第1予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月7日に委員会を開催し、委員長に私飯澤、副委員長に武田真委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第1号から第6号までの一般会計、特別会計、事業会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 水島美喜子君 これより第1予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号から第6号までを一括採決いたします。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

## ◎日程第2 市政執行方針

○議長 水島美喜子君 日程第2、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 令和4年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政執行に関する私の所信を申し述べたいと存じます。

令和4年度は、私が市長として与えられました3期目の任期の締めくくりの年となりますが、市政運営に対する所信を主な事業の取組のほか予算概要とともに申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

道内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されたのが令和2年1月であります。この間2年余り、感染拡大と終息を繰り返し、また、新たな変異株の出現など未知の部分が多い中、その克服という極めて難しい課題に取り組んでまいりました。

これまで、市民の命と健康を守るため、新型コロナに最前線に対応しておられる、医療機関、介護施設の従事者の方々へ敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

また、昨年は2度にわたる緊急事態措置の発出やまん延防止等重点措置など、北海道においても感染拡大が繰り返され、外出自粛や行動制限など、感染拡大防止のため様々な対応が求められる状況となりましたが、市内では感染が最小限に抑えられ、感染防止対策にご尽力いただいた市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

しかし、終息を願っていた感染は、さらなる変異株の出現により拡大に歯止めがかからず、いまだそのめどは立っていない状況であります。

これまでの生活様式は大きく変わり、感染防止のための外出自粛や行動制限などにより消費の低迷が続き、市内経済にも大きな影響を受け続けたことから、国及び北海道の緊急経済対策に加え、独自施策として「中小企業特別支援」、「中小企業緊急事態措置協力支援」、「飲食業等雇用継続支援」を段階的に実施し、経営の下支えに注力してまいりました。

また、市民の皆様がこれまでの日常を取り戻し安心して生活ができるよう、医療機関の

協力の下、新型コロナウイルスワクチンの接種を、施設入所者・高齢者から順次進め、希望する市民の皆様にはほぼ接種が完了したところであります。

このように昨年も、新型コロナウイルス感染症の対応に奔走した一年でありましたが、防災拠点である市役所新庁舎の開庁をはじめ、妊娠期から切れ目のない支援を目指した子育て世代包括支援センターの設置、さらには市民の健康維持、体力増進につながる各種機器を配備したトレーニングルームの開設など、地域の安心を支える医療、保健、福祉のサービスの充実や、子育て支援や移住定住の促進といった、引き続き人口減少に歯止めをかけるための施策を、幅広く実施してきたところであります。

さて、我が国の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、持ち直しの動きに弱さが見られるとされ、先行きについては、感染症対応に万全を期し経済活動継続していく中で、各種政策の効果もあり、持ち直していくことが期待されるとしておりますが、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意をする必要があるとされています。

次に、地方財政の状況は、国の地方財政計画では、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、自治体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組の推進、消防・防災力の一層の強化などの重点課題に取り組めるよう、自治体が自由に用途を決めることができる一般財源総額を、令和3年度を上回る、63兆8,635億円としたところであり、地方交付税については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、極めて厳しい自治体財政を踏まえ、4年連続で前年度水準を上回る額が確保されたところであります。

本市においては、歳入の基幹である市税では、固定資産税が国の新型コロナウイルス感染症対策である軽減措置の終了により増収が見込まれるものの、市民税が感染症の影響による経済状況から減収が見込まれることから、昨年に引き続き20億円を割り込む状況となったところであり、地方交付税では、普通交付税の算定において、個別算定経費及び包括算定経費が減額となる見込みであります。また、まち・ひと・しごと創生事業費や地域デジタル社会推進費など、課題解決に向け必要な額を引き続き計上するとされたことから、交付額は前年度交付額と同程度になると見込んだところであります。

それでは、「砂川市第7期総合計画」の目指す都市像である「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の位置づけに向けた重点課題の推進につきまして、令和4年度の市政執行における、基本的な考え方について申し上げます。

初めに、「安心と健康な暮らしの推進」であります。市民が自身の健康状態を把握し、その改善を図ることができるよう特定健診・後期高齢者健診の受診率の向上に取り組み保健指導につなげるとともに、各種がん検診等の受診率向上に努め、早期発見、早期治療による健康の保持増進を図ってまいります。

次に、「子育て支援と教育の推進」であります。「子育て世代包括支援センター事

業」により、特に3歳までの子育て期に重点を置きながら、総合相談窓口として妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、「環境保全の推進」であります。廃棄物の適正処理により循環型社会の形成を推進するため、継続的な情報発信により市民の環境問題への関心を高め、廃棄物の発生抑制や再資源化に取り組むとともに、本年4月より施行されるプラスチック資源循環法に基づく処理などについて検討を行ってまいります。

次に、「まちなかの賑わいの推進」であります。商工会議所その他外部支援機関との連携をさらに深め、中小企業等振興条例による補助制度の活用などを通じて創業・事業承継に対する支援の強化を図るほか、駅前地区の新たな「まちの顔」となる拠点施設の整備については、施設が有効に利用され、そのにぎわいが商店街の振興に波及するよう施設の基盤や仕組みづくりを進め、まちなかににぎわいが生まれるまちづくりを推進します。

次に、「活力と魅力ある産業の推進」であります。企業振興促進条例による企業施設の建設等に係る補助制度により、地元企業の事業拡大や企業誘致を促進するとともに、地域資源を生かした地域ブランドを積極的に発信することで、販路開拓と、売上拡大、観光誘客を図り、産業の活性化に向けた取組を推進してまいります。

次に、「みんなでつくる社会の推進」であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式への転換が求められる中、「砂川市協働のまちづくり指針」の下、地域のつながりを維持し、課題の解決に向けた活動やボランティア活動を支える仕組みづくり、市民活動を支える人材の育成に取り組んでまいります。

また、市民との情報共有については、広報紙やホームページのほか、SNSなどを活用した情報発信の強化や充実を図ってまいります。

以下、主な施策の概要について「砂川市第7期総合計画」の基本目標に沿ってご説明を申し上げます。

初めに

基本目標1 「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」であります。

子育て支援につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化、保育所における副食費の軽減、子供の医療費の自己負担軽減措置を引き続き実施し、子供を持つ世帯に対する燃やせるごみ袋、乳児おむつ無料クーポン券、ふしぎの森利用料無料クーポン券を配付するとともに、学童保育に係る保護者負担を一層軽減するため、保育料の見直しを行い、子育て支援の充実を図ってまいります。

また、少子化が進んでいる現状を踏まえ、新婚世帯を対象として、新生活に伴う引っ越しの費用等の一部を支援する結婚新生活支援事業により、結婚に伴う経済的な負担感の軽減を図ってまいります。

母子保健対策の充実につきましては、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援のための「子育て世代包括支援センター事業」により、妊産婦への支援をはじめ、必要に応じ母

子保健コーディネーターを中心に、支援の調整や関係機関との連携の下、子育て世代の包括的・継続的な支援に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が健康で生きがいを高め、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活ができるよう、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、地域での見守り活動や高齢者の生活支援・介護予防の体制整備を推進し、サービスを必要とする方のニーズに応じたサービスが提供されるよう取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が、地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉サービスの適切な提供を継続していくとともに、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らせる共生のまちを目指し、令和5年度から10年間の「第4次砂川市障害者計画」を策定してまいります。

地域福祉活動の充実につきましては、援助を必要とする方が住み慣れた地域で生活を営むには、地域で支え合うことが重要であることから、生活相談、福祉サービスに関する情報提供、日常的な見守り活動の担い手である民生児童委員と連携した取組を推進してまいります。

健康づくり・疾病予防の推進につきましては、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置き、健診受診後の保健指導を入り口として市民が主体的に食や運動などの健康づくりや疾病予防に取り組むことができるよう、受診率の向上に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等の効果が期待されていることから、ワクチン接種を希望する方が接種を受けられるよう体制を構築し、感染症予防に努めてまいります。

地域医療体制の推進につきましては、市民が安心して医療を受けることができるよう、中空知医療圏における医療機関の病床機能の分化や連携を引き続き推進し、市立病院は地域の基幹病院としての役割を担ってまいります。

本年度予定されております診療報酬改定は、改定率マイナス0.94%と厳しい改定内容となっておりますが、重点課題として「新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築」や「医師等の働き方改革の推進」が掲げられていることから、従来的一般診療に加え、新型コロナウイルス感染症への対応も継続しつつ、医療従事者が安心して働くことができる環境を構築し、安定した経営基盤の下、地域で担うべき医療を継続的に提供できるよう努めてまいります。

社会保障制度の健全な運営につきましては、介護保険事業は、令和3年度から5年度までを計画期間とする「第8期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の第2年次となりますが、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護や支援を必要とする市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、制度の普及啓発及び事業の安定的な運営に努めてまいります。



基本目標 2 「安全でやすらぎのあるまち」であります。

循環型社会の形成につきましては、「砂川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、分別の徹底やリサイクルの推進を図るため、啓発や周知に取り組むとともに、最終処分場であるごみ処理場について、埋立計画期間の更新が必要となることから、残余量調査などを実施するとともに、設備について計画的な修繕を行うなど、廃棄物の適切な処理を図ってまいります。

安全な生活環境づくりにつきましては、交通安全意識の向上及び交通事故を防止するための交通安全教室、パトライト啓発及び夜光反射材の配布を行うほか、6月6日の「飲酒運転撲滅の日」には飲酒運転撲滅に向けた規範意識の醸成を図るため、啓発活動を実施するなど、関係機関・団体等と連携し、市民一丸となった交通安全推進運動を展開してまいります。

地域防災・減災につきましては、自然災害を防止するための施設整備として南5号川、奈江豊平川の護岸等の損壊に係る調査設計及び改修工事を進めるほか、災害応急対策などを定めた「砂川市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の設置及び育成やハザードマップの更新など、平常時から防災知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時に必要な食料品や飲料水などの物資を敏速に供給できるよう備蓄体制の維持を図るなど、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

基本目標 3 「豊かな心と学ぶ力を育むまち」であります。

生涯学習の推進につきましては、生涯学習社会で市民一人一人が生きがいを持ち、より豊かな人生を送るため、持続的な学びと活動の循環につながるようオアシス通信による継続的な情報発信を実施してまいります。

学校教育につきましてはICTを活用した教育の推進が求められていることから、1人に1台配備したタブレット端末を効果的に活用することができるよう、学習用デジタル教科書や学習の効果を高める有効なソフトウェアの導入を進めるなど、学習意欲の向上と確かな学力の育成を一層図ってまいります。

また、劣化が見られる楽器の更新をはじめ、引き続き充実した教育活動が行われるよう、必要な環境整備を進めてまいります。

小中学校の適正配置については、令和5年度の中学校の統合に向けて、教育活動における学校間連携を一層図るとともに、スクールバスの導入など、円滑な統合に向けた準備を進めてまいります。さらに、令和8年度に開校を予定している義務教育学校については、校舎等施設の整備に係る設計をはじめ、小中一貫教育の推進に向けた情報収集及び協議を継続して進めてまいります。

社会教育の推進につきましては、青少年健全育成活動の充実を図るため、放課後子ども教室を市内小学校5校で実施し、様々な体験活動を展開しながら、子供たちの安全で安心な居場所づくりに努めるとともに、子供たちと地域の方々とのつながりが深まるようあい

さつ運動を継続してまいります。

芸術文化活動の充実につきましては、市民活動の拠点となる地域交流センターの映像設備及び照明設備の計画的な更新や、ICT化の進展やコロナ禍により増加傾向にあるオンラインによる研修等に対応した通信環境の改善を行い、創造的で活力のある活動が促進されるよう環境整備を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、地域おこし協力隊による事業等の充実を図るほか、市営野球場に防球フェンスを設置し、施設環境の充実を図ってまいります。

基本目標4 「活力にあふれ賑わいのあるまち」であります。

農林業の振興につきましては、農地などの基盤整備の推進として、北光袋地地区における畑地帯かんがい排水事業を、北海道と連携して取り組んでまいります。

担い手の確保と育成については、新規就農希望者の発掘と確保を図るため、「地域おこし協力隊」制度や新規就農者育成総合対策等を活用するとともに、農地の集積で経営規模が拡大する担い手の効率化や省力化を図ることを目的とした大型機械やスマート農業の導入に係る負担を軽減するため、農業経営体支援補助金により支援を行ってまいります。

農業経営の安定については、安全・安心で付加価値の高い農産物の生産に対する支援を継続してまいります。

森づくりの推進については、市有林の計画的な整備及び森林環境譲与税を活用した路網の整備に取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたり、市内事業者を取り巻く経営環境は大変厳しい状況にあることから、本年度においても「新型コロナウイルス対策資金」制度の適用期間の延長を行うとともに、国による地方創生臨時交付金を活用し中小企業への支援として、その時々々の感染状況を踏まえ、国及び北海道が実施する対策を見極めながら、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策を講じてまいります。

また、企業誘致や企業立地については、企業に対する優遇措置や交通の利便性に優れた地理的特性などの情報を継続的に発信し、市内への立地に努めてまいります。

さらに、地域ブランド構築事業については、オリジナル商品・観光周遊サービスの開発、SNSによる情報発信、外部専門家による個別事業者及びブランド全体の支援などを通じて、事業者の販路開拓・売上拡大につなげてまいります。

労働環境の充実につきましては、市内の企業や高校と連携し、就職した新入職員を対象に、社会人としてのコミュニケーションスキルや効率的な仕事の進め方を学ぶ研修会を開催するとともに、高校生が市内企業を知り、働く意義やキャリアデザインを考える機会を提供するジョブスタート事業などにより、地域の担い手となる若者の確保と地元定着に努めてまいります。

また、北海道と連携した「U I J ターン新規就業支援事業」に取り組み、移住定住の促

進及び市内企業等の人材確保に努めてまいります。

観光の振興につきましては、年間160万人を超える観光客が、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度は約88万人まで落ち込み、いまだ回復が見られていないことから、観光マップや情報雑誌、テレビやインターネットなど様々な媒体を活用し、オアシスパークやスイートロードなどの観光資源の魅力や、砂川SAスマートインターチェンジの利便性について情報発信を行うなど、観光客の誘客やまちなか回遊につなげてまいります。

また、観光協会やスイートロード協議会など観光関連団体等との連携を一層深め、コロナ禍における安全対策に配慮したイベントの実施、観光資源を生かした受入れ体制の整備を図りながら、観光振興を推進してまいります。

市街地のにぎわいにつきましては、新たなにぎわい創出を目的とした駅前地区整備事業において、基本計画に定める「広場・フリースペースを中心として広がるまちの新たな賑わいの場」を施設コンセプトとして、基本設計を進めてきたところであり、本年度は既存建物の解体工事を実施するほか、新たなにぎわいのあるまちなか空間の創出に向けた実施設計を進めるとともに、施設が有効に利用されるよう、市内各関係団体と協議を進めてまいります。

基本目標5 「自然と調和した快適で住みよいまち」であります。

道路環境の整備につきましては、黄金通り改良舗装工事を継続して実施するほか、14路線の改良舗装等工事及び測量設計等委託を行うとともに、橋梁の長寿命化修繕事業及び舗装補修事業にも計画的に取り組むなど、幹線道路及び生活道路の整備を進め、安全で快適な通行の確保に努めてまいります。

交通環境の整備につきましては、市民生活を支える交通手段として「予約型乗合タクシー」を運行しておりますが、利用方法などに関する市民への周知を継続し、利用促進に取り組んでまいります。

また、道が設置する「中空知地域公共交通活性化協議会」に参画し、地域公共交通に関する問題点や課題の整理、地域の輸送資源を活用した最適な交通体系の指針となる「中空知地域公共交通計画」の策定と取組の推進により、地域における持続可能な公共交通の維持に努めてまいります。

さらに、市民が安全で快適に移動するために必要なJR砂川駅の設備改善については、駅や自由通路の利用調査等を実施するとともに、各種団体からご意見をいただき、JR砂川駅東口の必要性評価及び関係資料を取りまとめたところではありますが、今後これらを基に、設備改善の早期実現に向けた協議を進めてまいります。

住環境の整備につきましては、ハートフル住まいる推進事業として、持家の取得やリフォーム、老朽住宅の除却、自然エネルギー活用の推進、まちなか居住を促進する取組を進めてまいります。

公営住宅については、新たに策定した「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、北

光団地の屋根・外壁改善工事などを実施するほか、本年度より経年劣化が進む宮川中央団地及び東町団地について、居住性の向上を図るため、壁・窓の断熱化やキッチン、浴室等を更新する内部改修工事を実施し、長寿命化の推進と良質な既存ストックの形成に向けた取組を進めてまいります。

住み替え支援事業については、「砂川市住み替え支援協議会」による子育て世帯や高齢者世代の円滑な住み替えにつなげる取組を進めるとともに、公共的な利用の見込めない宮川団地跡地の一部について、分譲のための用地確定測量を行い、子育て世帯等の移住定住の促進に向けた取組を進めてまいります。

空き家対策については、「発生の抑制」や「流通・活用の促進」、さらに「管理不全な空家の未然防止・解消」などについて、総合的な対策を推進し、安全で安心して暮らすことができる住環境づくりを促進するとともに、「砂川市空き家等対策計画」が令和4年度に計画期間の終了を迎えるため、令和5年度から5年間の次期計画を策定してまいります。

下水道の整備につきましては、持続可能な下水道事業の運営を推進するため、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠の点検及び老朽化した汚水中継ポンプ施設更新のための設計を進め、計画的な修繕・改築を行ってまいります。

公園などの快適な空間づくりにつきましては、「砂川市都市計画マスタープラン」及び「砂川市緑の基本計画」に基づき、街路樹や公園樹木の適正管理及び植樹柵の「花いっぱい運動」を継続し、美しい町並み環境の維持に努めてまいります。

基本目標6 「明日へつなぐ協働と支え合いのまち」であります。

協働の推進につきましては、市民の皆さんが主体的にまちづくりに参画することができるよう「地域力UP講座」や「協働のまちづくり懇談会」などを開催し、環境づくりを進めてまいります。

また、広報紙やホームページ、地デジ広報のほか公式ラインアカウントなどを通じて市政情報の発信に努めるとともに、パブリックコメントや広聴活動を積極的に行うことで市民と行政が目的や課題などを共有し、相互理解の下進めてまいります。

地域コミュニティの推進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式への転換が求められる中、地域のつながりを維持し、課題を解決するため、地域活動に対する取組への支援、町内会館等の維持管理への支援を行う「地域コミュニティ活動支援事業補助金」を、各町内会に活用していただくよう取組を進めるほか、町内会館等の改築・修繕等を行う場合の補助など幅広く支援するとともに、地域活動の拠点として利用されている北地区コミュニティセンターの照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図ってまいります。

情報通信技術の活用につきましては、デジタル技術を活用した市民サービスの向上及び適正で効率的な行政運営を図ることを目的とした、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進を図るため、庁内の会議及び打合せにおいて、タブレット端末を活用したペー

パレス会議システムを導入し、業務の効率化と経費の節減に努めてまいります。

また、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進に欠かすことのできないマイナンバーカードについて普及促進を図るため、市役所以外で申請の受付を行う「出張申請」を積極的に実施するとともに、マイナンバーカードを活用した住民票等のコンビニ交付サービスを開始いたします。さらに、各種申請や届出等の行政手続について順次オンライン化を進めてまいります。

財政運営につきましては、歳入の根幹である市税の収納率は、全道においても上位に位置しておりますが、コンビニ収納や口座振替の勧奨など利便性の向上を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

また、「ふるさと応援寄附金」は、自主財源の確保と返礼品を通じた地域経済の活性化につながっていることから、多くの方々に本市の魅力を伝え、応援いただけるよう返礼品の充実を図るとともに、より効果的な情報発信を行い、さらなる寄附の増加に努めてまいります。

次に、一般会計予算について申し上げます。

令和4年度の予算は、131億7,000万円であり、令和3年度の予算と比較して、0.5%の増となったところであります。

歳入については、市税は、19億6,545万円で、前年度比2.7%の増。地方交付税は、51億500万円で、前年度比3.5%の増。国庫支出金は、13億6,587万円で、前年度比17.5%の増。市債は、11億8,640万円で、前年度比3.7%の減で、これらが主な財源となっております。

歳出については、人件費は、19億4,415万円で、前年度比1.1%の減。補助費等は、13億1,835万円で、前年度比7.4%の増。事業費は、15億9,279万円で、前年度比3.0%の減。公債費は、12億9,650万円で、前年度比5.6%の増。扶助費は、16億3,176万円で、前年度比2.0%の減となっております。

続いて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、20億3,313万円で、前年度比3.1%の減。

介護保険特別会計は、19億1,011万円で、前年度比0.2%の増。

後期高齢者医療特別会計は、6億8,608万円で、前年度比1.8%の増。

下水道事業会計は、9億6,427万円で、前年度比5.2%の減。

病院事業会計は、172億717万円で、前年度比5.4%の増となっております。

以上が、各会計の予算であります。全会計の総額は、359億7,075万円となり、前年度比2.4%の増となったところであります。

以上、市政執行に当たって、私の所信と主な施策の概要等につきまして申し述べてまいりました。

冒頭申し上げましたとおり、耐震性能及び防災機能を有する市役所新庁舎は、市民の安

心・安全を支えるだけでなく、市民が利用しやすく環境に優しい庁舎といたしました。基本構想から完成まで5か年を要した一大プロジェクトであり、様々な課題はありましたが、無事に開庁を迎えることができ、喜びとともに防災の拠点整備という責務を果たせたものと安堵しているところであります。

市内中心部では、国による防災、そして美しい景観に寄与する無電柱化事業が着々と進み、新たな町並みによる地域の魅力アップや活性化に期待を寄せるところでありますが、本年は、いよいよまちなかのにぎわいに向けた、駅前地区の整備事業に係る工事がスタートいたします。

新たな「まちの顔」となる拠点整備について、これまでも市民の皆様のご意見をお聞きしながら進めてまいりましたが、基本コンセプトである「賑わいと魅力を生むまちの居場所」として、親しみやすく居心地のよい空間となるよう進めてまいります。

今後も、市民の皆様がまちづくりの主体的な関わりを通じて、まちへの誇りと愛着を育み、「ずっと住み続けたい」、「帰ってきたい」と思えるような、持続可能なまちづくりを共に進めてまいる所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解ご協力をお願いを申し上げます。令和4年度市政執行方針といたします。

### ◎日程第3 教育行政執行方針

○議長 水島美喜子君 日程第3、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） 令和4年第1回砂川市議会定例会の開会に当たり「令和4年度教育行政執行方針」について申し上げます。

令和の時代を迎えた今、我が国では、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、超スマート社会の到来といった社会の変革に伴い、教育を取り巻く環境が大きな変化を見せています。

こうした中、中央教育審議会では、新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問を受け、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」を答申し、学校における働き方改革やGIGAスクール構想を強力に推進するとともに、学校における授業の中で「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することの重要性が示されたところであります。

教育委員会といたしましては、こうした社会動向を的確に見極めながら、市民一人一人が生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指し、市民の信頼と期待に応える教育行政を推進してまいります。

以下、主な施策について申し上げます

初めに学校教育について申し上げます。

学校教育には、一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる

る他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

そのため、子供が「個別最適な学び」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る観点や広げる学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図るとともに、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが重要であります。

このことから、次の8つの観点による学校教育を推進してまいります。

第1に、確かな学力を育む教育の推進に努めてまいります。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、確かな学力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた日常の授業改善を重視するとともに、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動や家庭学習の充実、児童生徒に導入された学習用端末などのICT機器の効果的な活用などを図ってまいります。

また、教科等の特質や児童生徒の実情を踏まえ、学習指導要領で示されている資質・能力の3つの柱をバランスよく育成し、教科等横断的な視点から教育課程の編成・充実に努めてまいります。

さらに、外国語指導助手を継続して複数配置し、小学校から中学校まで生きた英語教育を実践し、豊かな国際感覚が育まれるよう支援するとともに、引き続き、中学生の「実用英語技能検定」の受検に関わる費用の全額支援を行ってまいります。

第2に、特別支援教育の推進に努めてまいります。

特別支援教育においては、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育支援員を適切に配置するとともに、特別な支援が必要な児童生徒の進級・進学に向け、関係部署との連携の下、継続した支援や適切な教育環境の確保に努めてまいります。

また、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の様式を標準化し、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容が、担任や学校が変わっても切れ目なく確実に引き継がれるよう努めてまいります。

第3に、教育環境の充実を図ってまいります。

児童生徒に導入された学習用端末の効果的な活用を進めるため、有効なソフトウェアの利用や必要に応じながら、オンライン教育や遠隔学習の推進を図るなど、学習環境を整備してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、国から示された衛生管理マニュアルを踏まえ、健やかに学習できる衛生環境の整備に努めてまいります。

第4に、学びにつなげる支援の推進に努めてまいります。

経済的理由により就学困難と認められる世帯に対して行う就学援助制度を適正に運用するため、必要とする時期に適切な支援が実施できるよう、公平で的確な支援に努めてまいります。

また、小学校と幼稚園や保育園などとの連携を進め、小学校入学後においても切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

第5に、小中学校に係る適正配置の推進に努めてまいります。

学校規模の適正化と子供たち一人一人が切磋琢磨しながら、可能性が広がる魅力ある学校づくりを進めるため、学校統合や小中一貫教育を主体的に検討する「小中学校統合準備委員会」「小中一貫教育推進委員会」について、実効性のある効果的な運営に努めるなど、計画に基づいた着実な事業推進を図ってまいります。

また、義務教育学校開設に向けて中学校の統合においては、統合時に必要となるスクールバスを購入するほか、制服など指定用品の買換えに対して補助するとともに、小中一貫教育の推進を具現化するため、小学校間、中学校間の連携はもとより、小・中学校間の連携をより一層加速させてまいります。

第6に、豊かな心を育む教育の推進に努めてまいります。

子供たちが、互いに思いやり、支え合いながら社会の一員として生きていくことができるよう、それぞれの発達段階や状況に応じた適切な教育環境の整備を進めてまいります。

また、「いじめ」や「不登校」など、子供たちを取り巻く様々な問題については、定期的なアンケート調査や随時の教育相談により実態把握に努めるとともに、関係部署や関係機関との連携・協働をはじめ、スクールカウンセラーの助言やスクールソーシャルワーカーを活用して、早期解決に向けた支援を継続して行い、子供たちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進してまいります。

第7に、健やかな体の育成に努めてまいります。

子供たちに日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣を身につけさせるため、縄跳びなど各学校の特色を生かした体力づくりである「1校1実践」の取組や「早寝、早起き、朝ごはん」運動などの充実に努めてまいります。

また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、課題解決に向けた体育科・保健体育科の授業の工夫改善を図るなど、体力向上の取組を一層充実させてまいります。

学校給食センターにおいては、共同の3町を含めて安全・安心な学校給食を提供できるよう経年劣化による施設の屋根・外壁及び調理室の床などを改修し、施設環境の整備を進めてまいります。

第8に、地域とともにある学校づくりの推進に努めてまいります。

地域と共にある信頼される学校づくりを進めるため、学校と家庭・地域が教育の目標を共有し、協働して組織的に課題に対応するなどの学校改善に努めてまいります。



また、昨年、市内全ての小・中学校に学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを位置づけたことから、各コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と共にある学校づくりの一層の充実を図る体制を強化するなど、社会に開かれた教育課程の実現に努めてまいります。

以上、学校教育の推進に加え、砂川高等学校に関しましては、地域の高校教育を担う市内唯一の高等学校として、単位制高校の特色を中学生や保護者に十分理解されるよう、関係機関との連携を一層深めながら周知・広報を図るとともに、自宅でいつでも受講できるサテライト授業へ新たに補助を行うなど支援の充実を努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

人生100年時代と言われる長寿命化の時代、SDGsの提唱など、急速な社会環境の変化や多様な地域課題には住民主体で対応することが求められており、地域の魅力や特色を見詰め直し、地域社会の維持発展に取り組むことが期待されております。

このような中、地域における社会教育には、学びを通じて個人の成長を促す「人づくり」、住民相互のつながりを形成する「つながりづくり」を促進し、「地域づくり」に貢献しながら、持続可能な社会の実現を達成できるよう、多くの市民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働により行われる「開かれ、つながる社会教育」へのなお一層の取組は必要であります。

このことから、次の8つの観点による社会教育を推進してまいります。

第1に、生涯学習の推進に努めてまいります。

生涯学習を推進するためには、市民一人一人のライフステージに応じた社会的課題や学習ニーズに向け、学習機会の提供とその学習成果を生活や地域での活動に生かしていく「学びと活動の循環」につなげていく取組が必要であります。

このことから、学校、家庭、職場及び地域で行われる全ての学びを生涯学習として捉え、自由に学習機会を選択し、生涯を通じて積極的に参加のできる体制づくりを進めてまいります。また、市内外へ継続的に情報発信することで、あらゆる世代への意識の高揚を図り、生涯学習の充実を努めてまいります。

第2に、公民館における学習活動の推進に努めてまいります。

公民館は、住民の生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を行うことにより、教養の向上、健康の維持増進、持続可能な活力ある社会の実現を目指し、全ての住民に開かれた社会教育の拠点施設であります。

このことから、学び・交流の拠点となるよう、社会状況に対応した学習機会の提供、施設機能に応じたグループ・サークルの学習活動の推進を図るとともに、情報化によるデジタル技術の普及を踏まえ、高齢者などを対象としたスマートフォン教室を実施してまいります。

第3に、図書館を拠点とした読書活動の推進に努めてまいります。

読書活動は、読解力や表現力を高め、想像力を豊かなものにし、多くの知識を得ることが、生きる力を育む上で欠くことのできない重要なものであります。

このことから、子供の読書活動の重要性が高まってきていることを踏まえ、ブックスタート事業や学校図書館への支援とともに、子供読書活動ボランティアによる読み聞かせを行うなど、乳幼児期から生涯にわたる読書活動を推進してまいります。

また、図書館事業の充実や魅力ある図書展示を行うとともに、図書館照明のLED化を行うなど、利用の推進につながるよう読書環境の整備に努めてまいります。

第4に、家庭教育支援の充実を図ってまいります。

近年、身近な地域とのつながりが希薄化する中、子供に対する家庭での教育が難しくなっており、保護者への家庭教育に関する学習機会の提供や子育て相談への対応など、社会全体で家庭教育を支えることが求められております。

このことから、家庭学習は全ての出発点として、学校、家庭、地域、企業及び関係機関が連携・協働し、学びの機会や情報提供を充実し、子育ての喜びや楽しさ、仲間づくりを通じて、地域の情報が共有でき、安心して子育てができる環境の創出に取り組んでまいります。

また、体験活動を通じて家族の交流の場を創出し、家庭の教育力向上を図ってまいります。

第5に、青少年健全育成活動の充実を図ってまいります。

青少年の健全育成には、心身の健やかな発達を促し、「社会を生き抜く力」を養い、自主性や社会性を持った豊かな人間性を育てていくためには、地域社会との関わりが重要であります。

このことから、地域に根づいてきたあいさつ運動を展開して子供との日常的な交流と見守りを推進するとともに、市内全ての小学校で放課後子ども教室を実施し、幅広い体験活動を通じて、子供たちの安全・安心な居場所づくりと、見守り体制の強化を図ってまいります。

また、災害発生時に正しい知識を持ち、適切に判断し、的確な行動ができるよう保護者と共に参加する避難所を想定した子ども防災教室を実施してまいります。

第6に、芸術文化活動の充実を図ってまいります。

芸術文化は、創造力と感性を育み、表現力を高めるとともに、人々のつながりや相互に理解し、共に生きる社会の基盤を形成するものであり、文化の多様性を受け入れ心豊かな社会を実現し、活力ある社会を構築する上で重要なものであります。

このことから、芸術文化団体やNPO法人ゆうと連携し、芸術文化に触れる機会の充実と芸術文化活動がより活発に展開されるよう情報収集、発信及び活動の支援に努めてまいります。

また、地域交流センターにおけるインターネットの通信環境整備のほか、映像や照明設

備の計画的な更新を行い、芸術文化の振興を図ってまいります。

第7に、スポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ環境と施設整備の推進に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動は、体力づくりのほか、心身の健康維持増進にもつながり、日常生活の中で、生きがいをもたらすなど重要な役割を果たすものであります。

このことから、健康づくりのための施設利用や各年代層に応じたスポーツ・レクリエーション機会の提供に努めてまいります。

また、安全に利用できるスポーツ環境を提供するため、市営野球場に防球フェンスを設置し、施設環境の整備を図ってまいります。

第8に、文化財の保護、郷土資料の保全・活用の充実を図ってまいります。

文化財や郷土資料は、長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられた財産であり、風土や開拓の歴史、伝統や文化を知ることによって郷土への理解と愛着を育むものとして重要なものであります。このことから、郷土資料を活用した特別展を開催して、歴史や文化費触れることのできる環境づくりを推進するとともに、先人の労苦をしのぶ史跡記念碑及び標柱の計画的な修繕と保全に努め、後世に伝承してまいります。

終わりになりますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式の定着や、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化している中、「学び」はいつの時代も人々の暮らしに豊かさや潤いを与え、未来を切り開く重要な手段として大変意義深いものであります。

このため、今後も砂川市教育目標や教育推進計画の理念に基づき、市民一人一人がその目的に応じ、主体的に学習活動に参加することのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

また、学校教育の大きな転機となる小中学校の適正配置については、中学校の統合に向けて万全な準備に努めていくとともに、義務教育学校の円滑な開校に向け、着実な前進を図ってまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、引き続き砂川市の教育の充実・発展に努めてまいりますので、市議会をはじめ、市民各位並びに関係団体、各機関のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、令和4年度教育行政執行方針といたします。

○議長 水島美喜子君 一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

○副議長 増山裕司君 議長を交代しました。休憩中の会議を開きます。

#### ◎日程第4 一般質問

○副議長 増山裕司君 日程第4、一般質問に入ります。

質問通告者は4名であります。

順次発言を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、早速一般質問を始めます。

まず第1点、市役所前交差点の安全対策についてお伺いいたします。新庁舎が現在の場所に建設され、周辺道路における車両、歩行者の流れが増えました。市道西6条北通りと市道北2丁目通りの丁字路交差点に横断歩道が設置されましたが、危険な場面を見ています。事故が起こる前の安全対策が必要だと思いますが、その考えをお伺いいたします。

2点目は転入、転出時のアンケートの実施についてであります。砂川市に転入される理由、また転出される理由を伺うことで今後の施策に生かされると考えますが、アンケートの実施についてお伺いいたします。

大きな3点目として、高齢者に向けた本人同意事項の情報についてであります。地域が支える高齢者施策の一つとして、平成25年に本人同意事項の情報の収集が行われ、各町内会にも配付されました。以下について伺います。

1点目、高齢者4情報とともに行われた本人同意事項の調査が行われた経緯について。

2点目、本人同意事項の更新はどのように行われているのか。

最後に、大きな4点目として認知症対応型グループホームの整備についてお伺いいたします。第7期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画では、新たに認知症対応型グループホームを2ユニット、定員18名の整備を行うとされていましたが、実施されませんでした。認知症高齢者は年々増加傾向にあるのに、第8期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画では認知症対応型グループホームの新たな整備について書かれていません。その理由と今後の考え方についてをお伺いいたします。

以上です。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君（登壇） 私から大きな1、大きな2についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、市役所前交差点の安全対策についてであります。昨年5月から市役所新庁舎での業務を開始したところでありますが、これに伴い、歩行者や車両の動線が大きく変化したところであります。来庁者等の安全を確保するため、市役所新庁舎の供用開始に向けて、令和元年度から市道西6条北通りと市道北2丁目通りの丁字路交差点への横断歩道新規設置を砂川警察署、滝川警察署を通じ北海道公安委員会へ要望し、令和3年8月に設置されたところであります。横断歩道は歩行者優先であり、車両の運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務がありますが、冬期間は積雪などの影響から横断歩道の標識や路面標示が確認しづらい状況があるものの、これが遵守されなければ交通事故の発生が懸念されるところであります。

歩行者等の安全を確保するための対策の一つとして信号機の設置が考えられるところですが、これについては北海道公安委員会が交通量や歩行者数、周辺の状況などを総合的に勘案して設置を決定いたしますが、設置要望の受付窓口となっている滝川警察署からは、現在の交通状況では信号機の設置は難しいとの見解が示されているところであります。このようなことから、現状としては車両の運転者に対して横断歩道での歩行者優先と横断する歩行者への注意喚起を促す看板を西6条北通りに接するなどの交通安全対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、大きな2、転入、転出時のアンケート実施についてご答弁申し上げます。転入、転出の届出については、届け書に必要事項を記入していただき、審査の上、受理いたしますが、転出届については既に登録されている住民記録情報を基に処理するため、所要時間は比較的短く、転出証明書の発行まで5分程度であり、転入届については従前の住民登録地の市区町村から発行された転出証明書との照合をした後、受理することとなっていることから、これらの照合や審査については5分から10分程度の時間を要しているところであります。転入、転出時においてアンケートを実施しようとする場合、照合や審査にかかる時間内でアンケートに記入いただくことを想定した質問内容やボリュームとすることも必要であり、さらに転入、転出が集中する3月や4月の窓口混雑時における記載場所の確保など、検討すべき点も多いものと考えているところであります。また、郵送によるアンケートとした場合には回答率の低下が懸念されるところでもありますが、砂川市への転入、転出の理由を把握することは市の様々な施策を進める上で有効な情報になり得るものと考えておりますので、転入、転出時におけるアンケートの実施については今後十分に検討してまいりたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 私から大きな3、大きな4についてご答弁申し上げます。

まず、大きな3、高齢者に向けた本人同意事項の情報について。(1)本人同意事項の調査を行うこととなった経緯についてであります。平成25年度から実施している地域高齢者見守り事業は、支援を必要とする在宅の高齢者に対し、市や関係機関等が日常的に生活の状況を見守ることで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す施策として実施しております。この見守りを支える体制につきましては、65歳以上の氏名、住所、年齢、性別の4情報のほか、ご本人から同意を得て収集した電話番号、緊急連絡先、健康状態、介護等のサービス利用状況、社会参加状況、定期的な訪問者、1週間の定型的な予定などの個人情報をも市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、町内会等で共有することにより、見守りの対象である高齢者について理解を図った上で見守り活動を行っているところであります。これらの本人同意事項の調査を行うこととなった経緯につきましては、見守り事業を開始するに当たり、支援を必要とする高齢者世帯の日常的な生

活スタイルを認識しておくことで異変が発生していないかの判断材料とすることや親族、知人などの緊急連絡先を把握しておくことで非常時に迅速かつ適切な対応をとることができるよう、4情報とは別にご本人に同意をいただける場合には記載していただき、より効率的、効果的な見守り活動となるよう、当初から必要項目を設定したところであります。

次に、(2) 本人同意事項の更新についてであります。見守り活動に参加いただいている町内会等に対しましては、毎年度6月頃に地域ごとの対象者に係る4情報及び本人同意事項の調査票をお渡ししておりますが、4情報に関しては年度ごとに4月1日時点の情報に更新し、本人同意事項につきましては前年度中にご本人やご家族から変更の申出があった事項を反映した上で作成しており、新たに見守りの対象となった方の分を追加するとともに、亡くなられた方の分を除いて情報提供しているところであります。現在高齢者の見守り活動は約2,500名という大変多くの方が対象となっており、市及び地域包括支援センターでは新たに見守り活動の希望を確認するために、自宅に伺った以降は5年をめぐりに訪問するサイクルで状況把握に努めているところであります。対象者のうち、本人同意事項の調査票を提出されている方は約1,370名であります。特段の連絡がない場合、本人同意事項の内容確認もおおよそ5年後となっているのが現状であることから、今後は変更事項が生じた際には随時ご連絡いただくよう周知に努めるとともに、情報更新の方法について検討の上、実行してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、大きな4、認知症対応型グループホームの整備についてご答弁申し上げます。認知症グループホームを含む介護基盤の整備につきましては、3年ごとに策定する砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画に介護サービスの基盤整備として盛り込むこととなっております。平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画では、平成30年の策定当時認知症対応型共同生活介護である認知症グループホームは市内に3か所、6ユニット、定員54人で設置されていた状況に対し、平成28年度の入居者実績は市外分を含めて約59人であったことから、さらなる入居希望の増加も見込み、新たに2ユニット、定員18人を整備することを今後の方向性として位置づけました。しかし、実際の入居者実績については、平成30年度が約54人、令和元年度も約54人と見込み量を下回る結果となり、施設整備を予定しておりました事業所も整備を取りやめたことから、第7期計画期間中は認知症グループホームの整備を行わないこととする計画の見直しについて、令和元年度に砂川市保健医療福祉推進協議会へ諮問の上、承認をいただいたものであります。

また、令和3年度からの第8期計画の策定に当たっては、令和元年度までの実績を踏まえるとともに、令和2年に市内の介護サービス事業所に待機者の状況調査を行い、認知症グループホームについては各事業所を合わせて待機者が数人であったことから、市外分を含んだ令和5年度の見込み量を57人と設定いたしました。この結果、既存の市内施設の定員54人でおおむね充足するものと考え、グループホーム以外の通所介護、訪問介護な

どの居宅サービスの利用も想定されることから、第8期計画期間においても認知症グループホームの整備を行わない計画案で砂川市保健医療福祉推進協議会に審議いただき、了承を得たものであります。

今後の考え方につきましては、令和3年度の直近の状況として市内3か所の認知症グループホームに関し、高齢者向け住宅に入居されている方も含め、合わせて10人ほどの入居希望者がいらっしやると伺っており、推移を注視しているところでありますが、令和6年度からの第9期計画の策定に向けて認知症グループホームの入居者や待機者の状況を的確に把握するとともに、令和5年度に予定している在宅介護に係る実態調査を通じて潜在的なニーズを捉えながら、計画期間中の方向性について検討してまいりたいと考えているところであります。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ご答弁いただいたので、順次質問をしていきたいと思うのですが、まずは市役所の交差点の関係です。警察に聞いてもらったら、信号設置は難しいという話みたいでした。答えとしては、車両の運転者に注意を喚起する看板を設置しようかと考えているということです。私が通告を出してからは1週間ぐらいたっているのですが、部長も現場をある程度見られているかと思うのですが、部長の感想はどんなふうに思われますか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 市役所開庁後につきましては、市役所を徒歩で訪れるため、または福祉センターに訪れる方がおまして、以前より歩行者については増えているという認識でおります。この横断歩道を利用する一番多い時間帯は、市役所の職員が出勤する8時半手前ぐらいから8時半手前ぐらいが一番多く固まって、歩行者も一番多いという認識でおります。そして、通行する車両でありますけれども、横断歩道の手前に立って待っていますと、止まる車もいるのですけれども、一方では若干止まらない車もいらっしやるといいう状況も見ておまして、その通過するスピードについても、加速するということもなかなか見受けられなくて、どちらかという減速して通過しているという状況でありますので、状況としてはかなり危険度が高いという状況には至っていないものの、通過する車があるので、危険な場面はある状況だという認識でおります。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私も調査のために8時ぐらいから8時半ぐらいまで見ていたときがあったのですが、豚カツ屋さんのほうから来るこの道路、ふれあいセンターに向かっていく道路ですけれども、ここが一時停止もない。優先道路という形なので、きちんと止まってくれた人は私がいた限りで2台しかいませんでした。今部長おっしゃったけれども、スピードは結構速いのです。つまり一時停止がどこにもないので、分かっている人は、ふれあいセンターから来てもそうなのですが、特に豚カツ屋さんのほうか

ら来ると下り坂になっていてカーブになっていて、かなりのスピードで行ってしまう人たちが多くいます。

ついこの前もその1本先で交通事故がたまたまあって、ここもよく事故があるところです。今のTの字のところも結構事故のあるところで、たまたまそのときに、職員たちも多かったのですが、お年寄りがいて、お年寄りなかなか渡れないのです。そのときは、多分市の職員だと思うのですが、先に行った市の職員がそのお年寄りを招いてあげて、お年寄りと一緒にいくという美しい光景を見ましたけれども、そういう情景がいつもあればいいのですが、今は雪もあるので、横断歩道も隠れてしまっていて見えない。しかも、あそこは意外と複雑なTの字なのです。というのは、市立病院の立体駐車場の出口が間近にありまして、この出口からどっちに向かうか、右、左に向かうのです。もちろん駐車場から来た車は一時停止にはなるのですが、一時停止もしっかりとされている車が少なく、先ほど言ったように、車は横断歩道で歩行者が待っていたら必ず止まるというのがルール、これは確かにそうなのですが、このルールがまず守られていないということに対しての何らかのアピールをしていかなければならないし、一番いいのは先ほどおっしゃったように信号機だと思うのです。

深いことを言うと、砂川市は駅東部の開発の頃から何を目標に、何を一番テーマにまちをつくってきたかという、歩いて暮らせるまちづくりなのです。そのために、市立病院から市役所の歩道、市役所通りの両側の歩道はお金をかけてロードヒーティングをして、まちを歩いてもらおうという、こういうことをしているわけです。新庁舎が建って、その最終の場所、ここが危険な状態だとトータルとしての歩いて暮らせるまちづくりの最終章に行けないと思っていて、この病院通りというのは交差点は全部信号機がついてるのです、実は。病院の一番端、今言っている交差点のすぐ手前は信号機はついていないのですが、あとは全部歩行者が守られるような信号機がついています。警察に聞くと、そう言うに決まっているのです。それどころか、うちの晴見の信号機も外してもらえないかと言っているくらいなので、信号機をつけるというのはなかなかしないのですが、ここはまちづくりの根幹たる役所のご真ん中なわけですから、ぜひとも信号機をつけてもらうような形にしてほしいと思うのですが、先ほど部長は看板と言っていたのですが、それ以外に何かできることはないですか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 看板のほかに考えられることということでございますけれども、砂川警察署で定期的にあそこの丁字路交差点の取締りを行っております。それは横断歩道ができる前から、一時停止も含めてですが、今は横断歩道ができたので、もちろん歩行者がいたときに車両が通行すると、そこで検挙するといった内容ですが、それをやっておりますので、その取締りの頻度、回数ですが、それを上げてもらうということは警察にはこれからはお願いできるものなのかとは考えております。



○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 事故が起こる前に何とかいい方法を考えてほしいというか、信号機をつけてもらうのが一番だと思うのですけれども、そういう動きをしていってほしいと思います。何かあってからつくのではもう遅いですから、まちづくりの根幹という意味も含め、新庁舎ができて、ここで交通事故でも起こったら悲しい話なので、ぜひ。一番最初にできることは、すぐにでもやっていただきたいと思います。

それで、2点目なのですけれども、転入、転出の関係で、相変わらず検討かと思ったのですけれども、部長のお答えの検討の前に十分というのを言葉を緩めながら言ったので、十分検討してくれるのだらうと思うのですけれども。最近この2年の砂川市の人口減というのは、大きくて300人を毎年超えています。減り過ぎだとは思っているのですけれども、例えば令和2年1月1日現在で転出者は何人いたかという722名の転出があって、転入者が600名でした。つまり人口減は、どうしても自然減、亡くなる方よりも生まれる方のほうが少ないという、この減少が大きいのですけれども、ただ転出で722人いるということを考えたときに、どうしてこの人たちは砂川を出ていくのだらうという理由を私は知りたいです。部長は知りたくないですか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 まちづくりを進める上での重要な要素ということでございますので、当然出ていかれる理由というのは把握していたほうがよろしいかと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 でも、先ほど言ったとおりで、大体5分ぐらいで終わって帰っていかれてしまうので、聞く暇はありませんよね。理由を聞いてみたいのだけれども、何も今はしていないという状況なので、周辺のまちでこういうことをやっているところはあるかどうか、調べたことありますか。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 申し訳ありません、周辺の市町村で市民生活課的な窓口のところで調査しているという情報については、まだ私のほうでは把握しておりません。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は、新聞を見て赤平市に行ってきました。赤平市はやっています、このことを。転出に限ってのことなのですけれども、担当の方ともお話をしてきたのですが、それなりの効果はあるようです。忙しくて、全員が書いてくれるわけではないのですけれども、半分ぐらいの方は書いてくれているらしいです。アンケート調査を手にかけていますけれども、これを掲げることは今はやめます。どんな内容で聞かれるかといったら、単身だったのかどうか、年齢、転出先の住所、それから転出される主な理由、これはどうだらうということですか。そこには、仕事なのか、結婚なのか、介護なのかということがテー

マとして書かれています。赤平市が暮らしやすいと思われた点、これは複数回答です。赤平市のご不満だった点、大事なところですよ。これも複数回答なのですけれども、項目としてあります。もちろん、丸をつけるだけです。これに書かせると思ったら大変なことになるので、簡単にアンケートができるようになっています。全体を通して、赤平市にお住まいになって満足されましたかという問いもあります。もう一つ、もし機会があれば赤平市にもう一度住みたいと思われませんかという設問があります。とても参考になっているそうです。中には、住宅が大変だったとかと、そういう答えがあつたりとか、このまとめた結果も実は新聞に出ていたので、私は赤平市の担当のほうに行ってきたのですけれども、ぜひやっていただきたいと思います。

転入に関してもそうなのですけれども、これは移住になってしまうのではないという話もなきにしもあらずですけれども、転入の場合もアンケート調査をすると意外なことが分かってくると私は思うのです。転勤とか、あるいは修学で砂川市に来たという場合はこれ以上のものはないと思うのですけれども、例えば就職、転職、起業、あるいは結婚で入ってこられた。または、市政方針にもありましたけれども、地元に戻りたいUターン、新たな地で暮らしたいIターン、こういう項目を持っていければ、それ以降はいろいろなことで転入された方々にご協力をいただけることがたくさん私は出てくるだろうと思うのです。つまり出ていかれる方、残念だけれども、うちのまちを出ていかれる方には、どうしてなのだろう。入ってこられる方は、どういう理由で入ってこられて、今後砂川市にどう愛着を持っていただけるのかということについてフォローがしていけるとことです。ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、部長がお答えになった十分に検討するの十分はいつ頃でしょう。

○副議長 増山裕司君 市民部長。

○市民部長 河原希之君 1回目にご答弁も申しあげました十分ということで、転入、転出時のアンケートについては実施に向けて検討を早めに行っていきたいと考えております。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ぜひ早く取り組んでいただきたいと思います。

3点目に入っていくのですけれども、高齢者に向けた本人同意事項の情報ということでお伺いをいたしました。4情報は、まず毎年変わっていきます。ただ、本人同意事項という点は、一番最初に平成25年ぐらいにやられたものの上書きという感じなのです。新しい情報というのがなかなかない。亡くなったという場合は非常に簡単ですから、簡単とは失礼な話をしてしまったか。要するに亡くなったということはすぐ分かるので、ただ、今の状況でいくと、高齢者が変わるときは物すごく変化が激しいのです。今まで元気だった人が急に寝たきりになることって平気であるのです。そういうことに対応していくためには、5年をめどに何とか更新をしていくというお話があつたのですけれども、ここは長過ぎるような気がするのです。

一番最初、平成25年当時、それこそ市長の肝煎りでした。市長は高齢者の関係を、市長になりたての頃だったと思うのですけれども、一生懸命やるということで、まず名簿の整理から、それから条例の関係、よくやられたと思うのですけれども、その頃は担当課が中心になって1軒1軒というか、町内会の役員たちと膝突き合わせてやっていた頃でした。私ももちろん、会長でしたから、その話をしていました。たまたま最近その担当していた職員の方々と話をする機会があったのだけれども、大変だったらしいのです。ただ、大変だったのだけれども、その方々は笑いながら僕と話をしてくれましたので、もう二度と嫌だと、同じ人は嫌かもしれないけれども、そういう印象ではなかったです。いろいろな町内会長さんと話したり、高齢者の方々と話したりしたということがとても印象に残っている仕事だったように私は感じたのですけれども、そのとき市の職員と対面で話したり、あるいは担当の市職員ばかりではなくて、包括支援センターの人たちも一緒に話をしたりする中で親しみが出てくるのです。顔を見合わせて話をしていると。もしも町内会で何か起こったとき、あるいは変化が起こったときに、町内会長は気軽に何々さんとかという会話ができるのです。これはすごく大事なことだと私は思います。こんなふうになんてなっているのだけれども、この人の情報はどうなのだろうということが聞けるか聞けないかは大きなことなのです。

それが最近ぱたっと途絶えています。それは、職員の人たちが替わっていくということももちろんなのかもしれないのだけれども、市が高齢者を見守るためにこんなに一生懸命やっているのだという、その気持ち、熱意、エネルギーがすごく少なくなってしまっているのだと思うことです。これは、私はもったいないと思うのです。町内会が市長の動き、職員の皆さんの動きによって気持ちが伝わって、動こうと思ったのです。町内会がです。それをそのまま続けている町内会はもちろんあると思いますし、面倒くさいからいいかげんにしてくれという町内会もあるかもしれないですけれども、少なからず市と協力し合って高齢者を何とか守っていこうという、この気持ちは高まった時期があったのです。この高まった時期をどうして持続ができなかったのかと私は思っていて、その結果が先ほど言った本人同意事項の5年での更新という形になっていったということです。これはまだ10年ぐらいしかたっていないから、平成25年から始めたので。ですから、今まで1回更新しているという感じです。それ以外は、1回目で集めた人たちの上書きはできているとは思いますが、先ほども言ったとおり、新しい必要な方々というのは幾らでも出てくるのです。この方々に対してのフォローができていないというのが今の現状だと思うのですけれども、私のこの指摘は部長、どう考えますか。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 見守り活動につきまして若干経過を含めてお話をさせていただければと存じますが、平成25年度にスタートした時点においては、当時は恐らく約1,000人の65歳以上の中でも単身の方を中心に見守りを行ってきていたと考えてご

ございますし、町内会長さんのところにもお伺いしながら情報を収集させていただいた。それが、平成29年度からだと思いますが、単身の方に加えて高齢者同士のご夫婦等の世帯についても見守りの対象として加えていくべきであろうという中で対象者の方が増え、また先ほど約2,500人と申し上げましたが、これは75歳以上でご夫婦等の高齢者だけの世帯も含めるとそういった人数になってくるという状況でございまして、75歳ということにつきましては、後期高齢の方が市内でも確実に増えていく中、今後の見守りの体制としてどういった方々を対象としていくのか、これについては検討中でございますけれども、現状としてはコロナ禍の状況もあって、まず町内会長さんのところについては令和元年度から3か年をかけて、およそ90団体ございますので、30か所ずつ、3年をかけて改めて、そのときは3巡目になると思いますが、お伺いしながら町内の状況の情報収集、情報交換をさせていただくという方針で臨んでいたところ、現実的にはコロナの影響で令和元年度に3分の1ぐらいを進めたところで今は止まっているという状況でございます。

また、新たに対象となる方が今後も増えられる。それは議員ご指摘のとおりである中、実際のところ今1,370ほどの本人同意事項表もございまして、これについて5年は長過ぎるというのもご指摘のとおりのところ、これをより短いスパンで更新ができるように考えているところでございます。具体的には65歳に到達されて単身の方、こういった方も新たな対象としておりますが、ご本人から特段の申出がない範疇においては、お元気な方が当然たくさんいらっしゃるであろうと。それであれば、またそういった年齢の対象を見直す中、調査票の様式についても一部、より効率・簡素化するような聞き取りを行いながら対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○副議長 増山裕司君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、本人確認同意事項の関係での続きなのですが、今部長のお話でいくと5年周期ですよね。それともう一つお話をしたいのは、ご本人からの申出があった場合にというお話なのです。これはあまりにも消極的過ぎると思うのです。ご本人から申出を待っていても来ない場合のほうが私は多いのではないかと思います。もう一つ、最近では町内会の活動をやっている中でも変わってきたというのが、うちの晴見町内会が高齢化率が50%を超えるという町内なのですけれども、個人情報の取扱いが非常に厳しくなっていて、そのことが町内活動においていろいろな情報を得ようとするときに、変な言い方ですけども、妨げになっているところもあるのです。つまり前だったら、住

民地図を作ってみたりとか、家族の世帯構成まで書き出してもらったりするのが普通に当たり前だったのですけれども、今は町内会の地図を作るだけでもなかなか大変ということになってきていて、町内会でもそれぞれのお宅の情報というのがなかなか取りづらくなってきているのです。ちなみに、うちの晴見町内会というのは65歳以上が102人いるのですけれども、これは市長も私も含めてなのですけれどもね。そのうちで同意事項は何人の方がというと、15人の方しかいないのです、同意事項は。102人の中には65歳だったり元気な人たちももちろんいるのですけれども、あまりにも情報が少な過ぎるかと思っています。当時市長が頑張って号令一下、いろいろやられた頃には砂川というのは、これから最後の質問にも関わってくる認知症の関係も含めて、厚労省が砂川モデルと言うほど、見守りということに関しては全国的な規模で有名だったというところもあるわけです。実際「地域包括ケアってなあに？」という本まで出て、私も買いました。そのぐらいだったこの砂川が、最近は高齢者ということに関して少しそういう言葉が出なくなってきている。見守りだとかという言葉がです。みまもりんごは、イベントや何かではよく登場するのですけれども、そうではなくて本来である、私は本人同意事項というのは見守りの最たるものだと思っているものですから、今そこまで言っているのですけれども、もう一回しっかりと、ここの部分というのは大事だと私は思っていますので、取組をもう一回考え直してぜひやってもらいたいとも思うのですけれども、この辺、市長、一言いただきたいと思うのは、市長になって号令一下、何回も言いますけれども、いい施策ができていたと思うのです。ところが、先ほどから言っているとおり、もう少ししていかなないとまずいかというぐらいには私は感じているものですから、ぜひご答弁をいただければと思います。

○副議長 増山裕司君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 見守りの関係なのですけれども、去年ですか、第7期総合計画の質疑の中で小黒議員が見守りの状況について質問をしていたわけでございますけれども、その後原課に確認しますと、コロナ禍の中で人を取られたりとか、いろいろな状況があってできていない分野もあると聞きまして、また体制を強化しなければならないかと。私自身は、いろいろな行政課題を抱えてるものですから、全てに関わるという、一度決まったものについてはある程度原課に任すほうなのですけれども、思うように回れていないという実態も現実にございまして、ただ当初やったときには介護福祉課で総体の中で取り組んだというのがあって、それをそのまま一担当係でやっていくには無理があるので、どこまでをしっかりと次につないでいかなければならないかというのも精査しながら、体制も多少整えないと今の人員ではできないというのがありますので、それらも踏まえながら、早急にどの部分を絶対残さなければならないか。または災害弱者とも兼ね合いがあるので、そういう状況は必ず把握しなければならないと。それでない部分も含めて、町内会の在り方も含めて、今まで経験がありますから、どこまでやって持続可能で今の体制でできるかというのでも検討しながら、継続してやっていく方向でやっていきたいと思っています。こ

れでよろしいでしょうか。

○副議長 増山裕司君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ぜひとも体制をしっかりと整えていっていただきたいと思います。今併せて心配なのは、最近高齢者の方々が砂川を出る年代がだんだん低くなっているという傾向があるように思っています。つまり若いうちにこのまちを出るということです。前は、ご夫婦の1人が例えば施設で亡くなったとなって、ぎりぎりまで我がふるさとに住んで、その後どうしてもなく子供たちの住む都会に行くという状況だったのですけれども、最近はなぜかサービスが整っている都会にまだ元気なうちに行って、友達でもできたらいいのというような、そういう傾向が出てきているように思います。これはとても重要なことで、65歳以上の貯金額というのはどの世代よりも大きいのです。この人たちが砂川にいれば、銀行の預金の中にそのお金入っているわけです。ところが、この人が都会に行ったら、お金と一緒に都会に行ってしまうわけです。こういうことまで、高齢者に対していかにいい施策で、できれば住み慣れたこの地域で一生を終わっていくということが一番幸せとされている方も多いと思うのですが、市長が今おっしゃったように、これからまたしっかりとというお話もお伺いできたので、なるべく早い段階でやっていただきたいと思います。

最後の認知症対応型のグループホームの関係なのですが、先ほど答弁の中で、必要性というか、待機者というお話がありましたけれども、実は介護認定を受けている人の約80%は認知症の関係の人たちだという、これはまさに先ほどから言っている介護保険事業の計画、その中の資料から見ているのですが、認知症の中でも日常生活の自立判定基準というのがあって、私もいい年になってきたので、あまり言うと自分の身に降りかかってきそうで怖いので、あまり言いたくないのですが、例えば自立判定基準という中で、2のBあるいは3のA、これを紹介しますけれども、2のBは服薬管理ができなかったり、薬がうまく自分で飲めなかったり、電話の応対や訪問者の応対がうまくできない。つまり一人で留守番ができないという感じの方です。3のAというのは、もっといっぱいあるのですよ、ただ代表的なところでお話をしているのですが、3のAは着替えや食事、排便、排尿が上手にできないで時間がかかる、やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声を上げる、火の不始末や不潔行為等が見られる方を3のAと一応分類するということになっているわけですが、平成26年3月末、そして平成29年3月末、令和2年3月末現在でそれぞれの2のB、3のA、もっとひどい方々もいるのですが、ここの合計の方々が砂川市内には平成26年で411人、平成29年度で463人、令和2年で511人と確実に増え続けているわけです。そんなことで、どこでも施設があつたらそれでいいでは私はないと思っていまして、できれば認知症の対応のグループホームを前の計画どおり、あと1つ、いわゆる2ユニットです。これを作ってください、適切な状態で適切な介護を受けるような形を取っていただきたいと

思うのですけれども、最後にもう一度この点に対してのお答えをいただいで終わりたいと思います。

○副議長 増山裕司君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 認知症をお持ちの方の現状ということでのお話がございまして、ご指摘のとおり認知症の方については増加傾向にあり、また後期高齢世代の方の人口増が見込まれる中、増えていくであろうという予測は、これは全国的にもということを含めてあるかと思えます。その中で認知症のグループホームでありますけれども、具体的に先ほど1回目のご答弁でおよそ希望されている方が10人ほどということでご答弁申し上げましたが、具体的な10名という状況については非常に逼迫度が高いという方はいらっしゃいませんで、今すぐという状況にはないものと認識しているところであり、1度目の答弁でも申し上げましたが、次の9期計画に向けまして、改めてどのような希望があるのか、ニーズ度合いがどれぐらいあるのか、そして現実的なところとして事業者の方に今後の予定ということもお聞きしながら9期計画を策定してまいりますので、その中で的確なニーズ把握の下、次の計画の策定を進めてまいりたいと考えてございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、一般質問、通告に従いまして1点について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についてであります。新型コロナウイルス感染が市内の保育園、小学校や中学校での園児、児童生徒たちで確認がされました。このことにより保育園の休園、小中学校での学級、学年閉鎖等が行われ、子供を自宅で世話をするため、保護者が仕事を休まざるを得なくなり、また事業主の指示により休業し、賃金が支払われない休業者の発生も懸念されることから、国の支援策等があり、これらの手続を必要とされる人たちへの市としての取組についてを伺います。

以上、1回目といたします。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についてご答弁申し上げます。

国が講じている新型コロナウイルス感染症の影響を受けた労働者に対する支援策のうち、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等と対応助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校のほか保育所や幼稚園などが臨時休業した場合、子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者へ有給の休暇を取得させた事業者に対する助成金であり、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた

労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかつた方に対し、その方の申請により支援金・給付金が支給されるものでございます。ご質問のありましたこれらの制度につきましては、事業者及び労働者への情報を市や商工会議所のホームページでお知らせするとともに、若者を積極的に採用、育成し、働きやすい職場環境づくりに取り組む市内46社のジョブスタ応援企業にメールにて周知をしているほか、市や商工会議所の窓口でも事業者及び労働者からの相談に応じる体制を整えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁をいただいたところであります。これ自体は、国の厚生労働省が新型コロナウイルス感染に伴っての対応ということでの制度であると思っております。そういった中で、今ほど答弁もいただきました。市のホームページ等も含めて周知をしている。先月、2月下旬と3月上旬あたりも市のホームページのお知らせのコーナーのところにもこの関係が掲載されているということは私も確認させていただいております。これ自体は、以前から市のホームページの中の新型コロナ感染の関係の項目の中のたしか下段にも載っていた。これは厚生労働省の制度でありますから、そういった部分ではされていたのかと思っております。ただ、私も北海道がまん延防止等重点措置の適用がされた1月27日から、さらにはその後延長、そしてつい昨日から再延長といったことがあった中で、市の保育園、または小学校、中学校でも児童生徒たちの感染が確認されてしまったことから、それによって子供たちを預けている保護者の皆さんも本来仕事に行かなければいけない部分が勤務先にも仕事へ行けないといった状況を鑑みたときに、これは大変なことになってしまっているのだと改めて厚生労働省のホームページを見たり、さらに市のホームページを見たときに、こういった制度があるということを改めて知ることができました。

こういった状況の中で、こういう制度自体、今ほど市のホームページとか、会議所との連携を取りながらといったことでお話はありましたけれども、これを必要とされる事業主の皆さんはもちろんですけれども、さらに子供を預けて勤務に行けないといった保護者の皆さん方にももう少ししっかりとこういった制度があるということを私は周知していくことが必要なのだろうと感じているところであります。それで、いろいろな形で今取り組んでいるということですが、もう少し具体的にしっかりとやるべきことがあるのではないかと。例えば特に保護者の皆さん方には、保育園とか小学校、学校関係もありますけれども、そのような人方にもこういうことでのこういう制度がありますということをしかりと積極的に周知とかPRをすることによって、それを認知していただきながら、利用できるものはしっかりと利用できるのですといったことをやるべきではないかと思うのですけれども、こういった他の保育園の関係とか学校関係との連携を取りながらの周知、PRといったことの方針についても2回目として聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 この2つの制度につきましては、今議員おっしゃられたとおり、



国が講じている支援策ということでございまして、申請する場合には直接的には道の労働局の事務所がございますので、そちらへということでございますが、もちろん市及び商工会議所につきましてはご相談があったり問合せがあれば制度の概略をご説明して、実際の申請先につなぐという体制を整えておりますし、また今議員おっしゃられたように保護者の方に積極的に周知すべきということでもございます。こちらにつきましては、教育委員会、また保育所を管轄する部署に確認しましたところ、国から道を通じて文書が来ていると、周知を現場にもというようなことで通知が来ているということでございまして、教育委員会なり社会福祉課から現場へ制度の周知については連絡が行っているということでございますので、保護者の方からもしお問合せ、相談等があれば、一義的には私たちがお受けして、本来申請する国の機関につなげていきたいということで取組を進めているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 もう既に教育委員会とか保育園の関係の担当部署とも連携を取りながらということではありますが、今の答弁の中で最後にどうしても私が引っかかるのは、保護者の皆さん方から問合せがあればそれについて対応してみたいということで、それはそれで大事だと思うのです。ただ、私はもう少し、一步踏み込んで、私は総務文教委員会なので教育委員会から答弁をもらうようなことは考えていませんけれども、経済部が主体的になりながら、教育委員会とか保育園を担当する保健福祉部だとか、そういったところとしっかりと連携を取りながら、感染確認がされた子供たちがいるということは基本的に保護者の皆さんは仕事に行けないような状況になっていくというのは、これは事実だと思うのです。もう既にそういうような状況が起きていたわけですから、であれば私はそういった状況のときはしっかりと、ペーパーでもいいのです。こういったことの制度がありますので、使うことも可能です。これについては、市に問い合わせれば相談にも乗ります。ただし、基本的には国の厚生労働省の制度でありますし、既におっしゃるとおり各都道府県には労働局の中に特別相談窓口というのを設置されていますから、そちらに橋渡しではないですけども、こういうところも使えますから使ってください、そういうところはもう少し詳しく教えてくださいといったこともしっかりとやっていくべきことではないかと私は思うのですけれども、このような考え方についても含めて聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 支援が必要な方に直接というお話でございますので、今後この両制度、またその他の制度も創設される可能性もございますけれども、そういった部分につきましては手法として今これから考えさせていただきたいとは存じますが、直接支援が必要な方に働きかけられるような、そういった方法については検討して対応させていただきたいと存じます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 検討してという言葉で、検討ということはあまり私も好みではないのですが、しっかりと前向きに私はすべきだと思っています。厚生労働省のホームページの中にも、今回の件のリーフレットもプリントアウトできますし、できればそういったものもこういうのがありますということは必要とするときにしているのではないかと私は思っています。そこまでは地方自治体の中の市においてもできるのではないかと私は思っていますので、その辺をもう少ししっかりと考えていただきたいと思っています。

それで、1回目の答弁の中にもありました。市も窓口対応というか、相談とか問合せがあれば対応方もしてみたいということがありますけれども、私は市には確認はしておりませんが、今回の件で問合せとか、対応方の関係で何か市として受けていることがあれば聞かせたいですし、なければならないで、その辺のことをまず聞かせていただけないでしょうか。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 今回の両制度につきましては、商工会議所にも確認をしております。市の経済部の窓口及び商工会議所にはこの制度に関するご相談、お問合せは今のところはないということで確認をしております。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 会議所とも今のお話だとある程度連携は取られているのかと、1回目と今ほどの答弁で分かりました。今の段階ではそういう問合せはないということで、先ほどジョブスタートの関係で47企業の話もありましたし、この辺は事業主としての部分の対応方には、商工会議所は経済界の代表の機関でもありますからあるのかと思っています。より一層商工会議所とも連携を取りながらやっていただきたいと思いますが、この関係で当初は3月31日までが対象期間、休暇取得期間が、もう令和4年、新しい年に入りましたから、令和4年の部分でいくと令和4年1月1日から3月31日までとホームページには載っているのですが、その後厚生労働省のホームページを見させていただいたら、令和4年2月25日のお知らせで、休暇取得期間の延長を予定しているという文言が書かれていたので、詳細についてはまた後日ホームページでということが書いてありました。小学校休業等対応助成金の対象となる休暇取得期間を令和4年6月末まで延長する予定だと記載もされていたので、再びこれは延長されて、その期間使える部分があるのだと思っています。私も今回の新型コロナウイルス感染症については速やかに終息してほしい、早く以前のような生活とか経済状態に戻ってほしいと思っていますので、そういった中でこういう延長はあるかもしれないけれども、今後感染が出ないことを願っている一人でもあります。

ただ、今の感染状況を踏まえながら、国の制度も例えば延長していくということになってきておりますので、この辺をしっかりと鑑みながらやっていただきたいと思うし、また

これについては感染をして勤務ができなくなったという、そのときだけではなくて、ある程度の期間でその後2か月ぐらいのたしか猶予があって、その間に申請できますといったこともあるものですから、そういったこともしっかりと受けながらやるべきことなのかと思っています。いろいろお話をしましたけれども、いま一度、これに向けての市としての考え方があれば再度聞かせていただければと思います。

○副議長 増山裕司君 経済部長。

○経済部長 中村一久君 小学校の休業等の対応助成金については、3月31日までの分が5月末までの申請期限ということございまして、また感染症の対応の休業支援金・給付金については3月分までの分については6月末までが申請期限ということになってございますが、今議員おっしゃられたとおり、小学校休業等対応助成金については6月まで延長する予定ということで国のホームページ等で周知されているようでございます。もちろんこういった延期等の情報については、国から通知のあった場合にはそれに応じた対応といたしますか、期間延長に応じた対応をしてみたいと考えておりますし、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、支援が必要な方に対し直接的に働きかけられるような方策について検討してみたいと考えているところでございます。

○副議長 増山裕司君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 再度お聞きしてもまずは検討していきますということなものですから、私からも速やかな検討と同時に、必要とされる人方がいたときには市自体もしっかりと受けて、対応もしてほしいと思うし、さらには経済界との連携も一層深めながら、今回のこのような制度をしっかりと活用して、それを必要とされる人方のためにやっていただきたいということをお願いして私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

#### ◎延会宣告

○副議長 増山裕司君 本日はこれで延会します。

延会 午後 1時33分